

【別添 2】

「労働力不足の解消に向けたスマート農業実証」公募課題審査実施要領

第1 趣旨

「労働力不足の解消に向けたスマート農業実証」（以下「本実証」という。）の委託予定先の選定は、「スマート農業実証プロジェクト」に係る運営委員会設置要領（平成30年12月26日付け30農会第705号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び本要領に定めるところにより実施する。

第2 実証課題審査委員会の設置

1 本実証の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、実証課題審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第3の2により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託する外部の機関が、審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家（評価対象の分野又はそれに関連する分野の専門家で農研機構に所属しない者をいう。以下同じ。）及び農林水産省担当課・室により構成するものとする。外部専門家は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 設置要領第2の農林水産省に設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）が指名した者であること。
- (2) 評価対象の分野又はそれに関連する分野について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- (3) その氏名、所属等の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

3 公正で透明な審査を行う観点から、実証課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該提案書の実証課題担当者となっている場合。
- (2) 当該提案書の実証課題担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該提案書の実証課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該提案書の実証課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該提案書の実証課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の実証課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長（以下「理事長」という。）が事業実施主体として公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第3の2により農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。
- 5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

- 1 農研機構は、応募のあった提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。
- 2 審査は、書類審査により行い、必要に応じて面接審査を行うものとする。ただし、委員会における審査に係る業務については、外部の機関（以下「審査業務実施機関」という。）に委託するものとする。
- 3 審査に当たっては、営農体系区分（水田作、畑作、露地野菜・花き、施設園芸、果樹・茶、畜産）ごとに、第2の2で委嘱した複数の委員が提案書に基づいて行うものとする。各委員は、別表の審査項目に基づき、提案書ごとに採点を行う。審査業務実施機関は、各委員の採点を集計し、審査項目ごとの各委員の平均点を算出し、その合計を提案書の評点とする。審査業務実施機関は書類審査の結果、特定の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。なお、別表の審査項目のうち、技術的ポイントは外部専門家、行政的ポイントは農林水産省担当課・室が審査を行うものとする。
- 4 審査業務実施機関は、前項の評点について営農体系区分ごとに整理し、理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、前項の報告の内容を運営委員会に文書で報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

理事長は、設置要領第4の2に基づく運営委員会からの通知において採択された実証課題について、その結果を提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、事業実施主体である農研機構が定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、外部に委託する業務のほか農研機構が行うものとする。

(別表)

審査項目 (外部委員・技術的ポイント)

審査項目	審査の観点
目標等	<p>目標は、現状の経営や地域特性を踏まえて設定されており、スマート農業の導入による効果が定量的に示されているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none">○ 労働力不足の解消（労働力削減）等の効果について、合理的な根拠に基づく定量的な成果目標が設定されているか。○ スマート農業の導入によって、十分な改善が見込まれるものか。また、実現性に問題はないか。○ 初期投資やランニングコストを踏まえて、妥当な費用対効果が期待できるか。
実証する技術等	<p>実証する技術は、本事業の目的との整合性が高いか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none">○ ロボット・AI・IoT等の先端技術が含まれているか。○ 目標を達成するために適正な技術を選択しているか。また、その考え方が明確になっているか。○ 従来の技術と比較して、効果が大きく、かつ、技術的に先進性・優位性があるか。

	<p>収集するデータ項目及びデータの収集方法が適切か。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収集するデータ項目は、技術の導入前後での労働力削減効果等を分析するのに必要なものが揃っているか。 ○ 自動入力等によるデータ入力方法の簡素化、経営・栽培管理システム等との連動等により、データ収集の効率化が図られているか。
計画	<p>計画は、実現可能性の高いものとなっているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実証等を行う時期、内容等を明確に示したスケジュールが示されており、年度内に技術導入及びデータ収集を実施できる計画となっているか。 ○ 実証を行う農場の規模、技術及び品目は、実証期間終了後、初期投資やランニングコストを踏まえ、普及を見据えて計画されているか。 ○ 実証を行う農場は、労働力削減効果等の分析を十分に行うことが可能な規模となっているか。
経費	<p>経費の計上は適切か。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算配分が効率的なものとなっているか。 <p>※ 過剰な規模の機械の導入や経費の過剰積算については、採点には</p>

	<p>反映せず、コメント記載欄に記載する（審査は提案内容の優劣で判断する）。</p> <p>○ 円滑な経理事務を行うことができる体制となっているか。</p>
実施体制	<p>実施体制は適切か。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <p>○ 実証の円滑な実施に当たり、十分な機関が参画しているか。</p> <p>○ 各機関の役割分担が明確であり、十分な連携が図れる体制となっているか。</p> <p>○ 実証代表者や進行管理役等の役割分担が明確であり、それぞれの役割を果たす能力を有しているか。</p>
普及	<p>事業で得られた成果の普及を見据えた提案となっているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <p>○ 実証を行う技術の社会実装の道筋や普及戦略が具体的かつ明確であり、将来的に幅広い地域等への展開が期待されるか。</p> <p>○ 普及を担う人材の育成等、普及を見据えた体制作りを意識した提案となっているか。</p>

審査項目（行政委員・行政的ポイント）

審査項目	審査の観点
目標等	<p>目標は、現状の経営や地域特性を踏まえて設定されており、スマート農業の導入による効果が定量的に示されているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力不足の解消（労働力削減）等の効果について、合理的な根拠に基づく定量的な成果目標が設定されているか。 ○ スマート農業の導入によって、十分な改善が見込まれるものか。また、実現性に問題はないか。 ○ 初期投資やランニングコストを踏まえて、妥当な費用対効果が期待できるか。 <p>農業高校生等のスマート農業技術の習得に係る目標について、地域の人材育成施策と調和がとれた内容・水準となっているか。</p>
取組内容	<p>実証するスマート農業技術が労働力不足の解消（労働力削減）等に当たり、効果的な内容となっているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人技能実習生の受入制限等によって人手不足が深刻化している

品目・地域を対象としているか。

- 実証するスマート農業技術が、これまで外国人技能実習生等が担ってきた作業等を代替する技術内容となっているか。
- 実証等を行う時期、内容等を明確に示したスケジュールが示されており、年度内に技術導入及びデータ収集を実施できる計画となっているか。
- 政策的重要性（例：品目別の政策的事情、米政策改革（高収益作物への転換等）、担い手対策、農地集積・大規模化（人・農地プランの作成等）、中山間地・離島等の条件不利地対策、農産物輸出、障害者雇用等）の観点から、奨励すべき取組となっているか。

実証農家における農業高校生等の実践的実習について、スマート農業技術の習得にとって効果的かつ適切な内容となっているか。また、OJT形式の実習を実施する場合、その実施により労働力不足の解消等に資する内容となっているか。
- 農業高校、農業大学校等が農業労働力確保緊急支援事業を活用する場合、その事業内容との連携効果などが明確になっているか。

<p>実施体制</p>	<p>実施体制は適切か。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実証の円滑な実施に当たり、十分な機関が参画しているか。 ○ 実証農家における農業高校生等の実践的実習の実施に当たり、実習内容の検討、参加者の選定、効果測定等に必要な機関が参画しているか。 ○ 各機関の役割分担が明確であり、十分な連携が図れる体制となっているか。 ○ 実証代表者や進行管理役等の役割分担が明確であり、それぞれの役割を果たす能力を有しているか。
<p>普及</p>	<p>事業で得られた成果の普及を見据えた提案となっているか。</p> <p>〈審査の観点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実証を行う技術の社会実装の道筋や普及戦略が具体的かつ明確であり、将来的に幅広い地域等への展開が期待されるか。 ○ 普及を担う人材の育成等、普及を見据えた体制作りを意識した提案となっているか。

※ 審査に当たっては、「成果目標の根拠について、計算方法を含め具体的な根拠を明確にすること」や「自動操舵トラクタの数など、機械・備品費を精査すること」など、採択に当たって、付帯すべき事項がある場合には、当該記載欄にその内容を具体的に記入。